

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月16日

【会社名】 株式会社アスラポート・ダイニング

【英訳名】 Asrapport Dining Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 檜垣周作

【本店の所在の場所】 東京都港区芝五丁目13番16号

【電話番号】 03 - 6311 - 8899（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 中村敏夫

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田一丁目3番8号

【電話番号】 03 - 6311 - 8899（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 中村敏夫

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 466,719,876円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|---|
| 普通株式 | 1,169,724株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。 |

(注) 1 平成28年2月16日開催の取締役会決議によります。

- 2 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額 | 資本組入額の総額 |
|-------------|------------|--------------|--------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 1,169,724株 | 466,719,876円 | 233,359,938円 |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 1,169,724株 | 466,719,876円 | 233,359,938円 |

(注) 1 金銭以外の財産の現物出資による第三者割当の方法によります。現物出資の対象となる財産の内容は、東洋商事株式会社(住所:東京都品川区西五反田一丁目3番8号、代表者:代表取締役 西澤淳。以下、「東洋商事」という)が保有するPacific Paradise Food Inc.(住所:8940 Sorensen Avenue Suite 1 Santa Fe Springs, CA 90670、代表者:Hiroyuki Kasai。以下、「PPF」という)の普通株式385,000株であり、その価額は566,720,237円となります。

- 2 発行価額の総額は、本第三者割当増資に係る会社法上の払込金額の総額であります。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格 | 資本組入額 | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金 | 払込期日 |
|------|---------|--------|--------------|-------|--------------|
| 399円 | 199円50銭 | 1株 | 平成28年3月3日(木) | | 平成28年3月3日(木) |

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 2 発行価格は、本第三者割当増資に係る会社法上の払込金額であります。

3 申込みの方法は、申込期間に後記申込取扱場所へ申込みをするものとし、また払込みの方法は、本届出書の効力が発生することを前提に、平成28年3月3日に東洋商事と株式譲渡契約書を締結後、払込期日に現物出資の目的となるPPFの普通株式が当社に譲渡される予定です。

- 4 払込期日までに、本普通株式の割当予定先との間で株式譲渡契約書を締結しない場合は、本第三者割当増資に係る割当は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|--------------------------------|-------------------|
| 株式会社アスラポート・ダイニング 法務総務部法務チーム | 東京都品川区西五反田一丁目3番8号 |

(4) 【払込取扱場所】

金銭以外の財産を出資としているため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|---------|------------|---------|
| | 5,000,000円 | |

- (注) 1 現物出資の方法によるため、金銭の払込はありません。
2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3 発行諸費用の内訳は、有価証券届出書の書類作成費用及び登記費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載のとおり、東洋商事が所有する、P P Fの普通株式の現物出資による払込みのため、該当する事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

| | |
|----------------|---|
| 名称 | 東洋商事株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都品川区西五反田一丁目3番8号 |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 西澤淳 |
| 資本金 | 9,900万円 |
| 事業の内容 | 業務用食品の調達、卸、販売および配送 |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 株式会社田中文悟商店 93.92% 株式会社プライム・リンク 6.08% |

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

| | | |
|-------|---------------------------------------|---|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 (平成28年2月16日現在) | 該当事項はありません。(注1) |
| | 割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成28年2月16日現在) | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | | 該当事項はありません。(注2) |
| 資金関係 | | 当社子会社である株式会社プライム・リンクより割当予定先である東洋商事に対して平成28年2月16日時点で128百万円の貸付金があります。 |
| 技術関係 | | 該当事項はありません。 |
| 取引等関係 | | 割当予定先から、食材等を購入しているほか、直営店およびフランチャイズ店舗に対して、物流業務を委託しております。 |

(注) 1 当社の親会社である阪神酒販株式会社(住所:神戸市兵庫区吉田町二丁目13番6号、代表者:代表取締役 檜垣周作。以下、「阪神酒販」という)との人的関係にある株式会社田中文悟商店(住所:横浜市金沢区東朝比奈一丁目61番-1、代表者:代表取締役 田中文悟)が割当予定先の株式の1,931株(出資比率93.9%)を保有しており、割当予定先の残りの株式125株(出資比率6.1%)を当社子会社である株式会社プライム・リンクが保有しております。

2 当社代表取締役檜垣周作は、割当予定先の子会社であるPPFの取締役を兼任しております。

(3) 割当予定先の選定理由

当社は、焼肉、居酒屋等の外食フランチャイズを中心に全国で442店舗を展開しておりますが、平成25年度より新たに「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げて外食から生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。この目的を達成するために当社は4つの戦略、すなわち「既存ブランドの競争力強化と成長」「ブランド・ポートフォリオの多様化」「海外市場への進出」「食品生産事業と六次産業化の推進」を強力に推進してきました。

現在、原材料・人件費の高騰、企業間競争の激化、さらには人材の確保が困難になるなど、国内の飲食業界全体が厳しい状況にさらされております。このような状況下で、当社は「海外市場への進出」を戦略の一つとして推し進め、国内のみならず、海外においても「食のバリューチェーン」を築くことで収益基盤を確保することを目指しております。当社は本年第二四半期より英国のT&S Enterprises (London) Limited及びS.K.Y. Enterprises UK Limitedを子会社化し、海外での流通事業にも乗り出しましたが、これは当社が目指す「食のバリューチェーン」を海外でも構築する経営方針の一環でもあります。

今回株式取得の対象となるPPFは、米国カリフォルニア州ロサンゼルスに本社を置く、食品加工・卸会社であり、和食材ブランド「魚一」および洋食材ブランド「スターライト」を有しています。「魚一」ブランドでは生食用食材のほか、天ぷら用のエビなどに強みを持ち、また「スターライト」ブランドではココナッツシュリンプ、ソフトシェルクラブ及びタコなどの加工食品に強みを持ちます。これらの食材は「シスコ」「USフーズ」「スウェードゴードン」「レストランデボ」といった米国の食品流通大手企業に販売されております。今回当社は、米国において既にこのような生産・流通基盤をもち、流通事業を手掛けるこのPPFを子会社化することが、当社の流通事業並びに海外事業の拡充に資するものであると考え、親会社である阪神酒販株式会社(以下、「阪神酒販」という。)グループと協議した結果、本件取引に関して合意が得られたものであります。これにより当社は米国における生産加工及び物流網を確保することで、最終的には当社が国内に有する和食のブランド店を容易に同地域に進出させることが出来、また北米地域全体でも「食のバリューチェーン」を築くことが出来ると考えております。

また、本第三者割当増資における具体的な内容としては、本届出書の効力が発生することを前提に、平成28年2月16日に割当予定先である東洋商事と株式譲渡契約書を締結後、払込期日(平成28年3月3日)に東洋商事が保有する現物出資の目的となるPPFの普通株式385,000株が、当社に譲渡される予定です。当社はそのうち317,065株を本第三者割当による第三者割当増資にて取得し、同日(平成28年3月3日)に残る株式(67,935株)を金100,000,361円で取得するものといたします。

このように本件株式取得の方法は、本件割当増資を行うこと及び現金にて譲り受けることにより実施いたしますが、本件割当増資方法を選択した理由は、当社の資金繰りへの影響を抑えることにあります。ただし、希薄化の影響を限定的にすべきとの判断から、今回の割当増資単独での希薄化率は5%以内()、また過去6か月以内に発行した株式と合わせても希薄化率が15%以内()に収まる範囲で東洋商事への割当株式数を決定し、東洋商事が保有するPPF株式のうち、本件割当増資によらない残りの株式については、現金で取得することにいたしました。

なお、現物出資の目的となるPPFの普通株式の評価額については、当社、東洋商事及びPPFから独立した第三者である松村公認会計士事務所(住所:大阪市中央区天満橋京町1番22号、代表者:松村諭)から株式評価報告書を取得し、同会計士事務所の評価額に基づき、交渉の結果、合意したものであります。

新たに発行した株式数を、平成28年2月15日現在での発行済株式総数で除した割合となっております。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,169,724株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先が取得する株式については、市場動向を勘案し適宜売却する短期保有の意向である旨を確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日(平成28年3月3日)から2年以内に本件第三者割当により発行される当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を受領する予定であります。

(6) 払込みに要する資金等の状況

金銭以外の財産の現物出資による払込みによるため、割当予定先が現物出資の目的となるPPFの普通株式を保有している旨の聞き取り調査及びPPFの株主名簿の確認を実施することで、払込みに要する財産の所在確認を行っております。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先は、社会から批判を浴びる反社会的勢力への関与を断固として遮断することを確約しており、また、第三者機関である株式会社トクチョー(住所:東京都千代田区神田駿河台3丁目2番1号、代表者:荒川一枝)の調査により、割当予定先が、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。また、割当予定先の主要株主及び割当予定先の役員については、いずれも当社親会社である阪神酒販のグループ会社及びその役員であることから、阪神酒販より、これらの者が反社会的勢力等とは一切関係がないことを口頭にて表明してもらうことにより確認を行っております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠と合理性に関する考え方

発行価額の決定に際しては、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日である平成28年2月15日の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値(399円)といたしました。この価格の決定については、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日前日の終値が株式市場における当社の適正な企業価値を公正に反映しており、合理的であると判断しております。

なお、当該価格については、直近1か月(平成28年1月18日から平成28年2月15日)における当社株式の終値平均429円(円未満切り捨て)に対して7.5%(小数点以下第2位を四捨五入)のディスカウント、直近3か月間(平成27年11月16日から平成28年2月15日)における当社株式の終値平均値499円(円未満切り捨て)に対して25.1%(小数点以下第2位を四捨五入)のディスカウント、直近6か月(平成27年8月17日から平成28年2月15日)における当社株式の終値平均値515円(円未満切り捨て)に対して29.1%(小数点以下第2位を四捨五入)のディスカウントとなります。

当該発行価額については、当社が上場されており、取締役会決議日の前営業日の当社株式の市場価格を基礎としていること、及び日本証券取引業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠するものであることからすれば、特に有利な価格に該当しないものと判断しております。

なお、本第三者割当増資の取締役会決議に際し、全監査役より、当該発行価額については、当該株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること、また参考とした市場価格は取締役会決議日の前営業日の終値であり、当社の直近の状況が市場評価に反映されていると考えられること、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲で決定されたものであること等から、上記算定根拠による発行価額が有利発行に該当せず適法である旨の意見が表明されております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資に係る株式数は、1,169,724株(議決権数11,697個)であり、これは平成28年2月16日現在の当社発行済株式総数23,707,315株に対して4.93%(平成28年2月16日現在の総議決権数237,073個の4.93%)の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすとともに、当該新株式が市場に流入した場合は、当社株式の流動性に影響を与えることとなります。しかしながら、PPFの普通株式を取得して子会社化することで、当社の企業価値の向上にもつながるものと考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたします。また、流動性に関しては、割当予定先より、当社の少数株主の権利を尊重しており、株式流動性について配慮を行う旨の意見をいただいております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名または名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) | 割当後の 所有株式数 (千株) | 割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) |
|--|--|---------------|-----------------------------------|-----------------------|---|
| HSIグローバル株式会社 | 東京都港区高輪二丁目16番29号 | 9,466 | 43.82 | 9,466 | 38.06 |
| 東洋商事株式会社 | 東京都品川区西五反田一丁目3番8号 | | | 1,169 | 4.70 |
| 川上統一 | 東京都文京区 | 416 | 1.92 | 416 | 1.67 |
| オリエンツビルデ ベロップメント6 号株式会社 | 東京都千代田区麹町5丁目3 | 269 | 1.24 | 269 | 1.19 |
| THE BANK OF NEW YORK-JASDECNON- TREATY ACCOUNT (常任代理人 株 式会社みずほ銀行 決済営業部) | ONE WALL STREET, NEW YORK, NY10286 USA (東京都中央区月島四丁目16番 13号) | 240 | 1.11 | 240 | 0.97 |
| ワイエスフード株 式会社 | 福岡県田川郡香春町大字鏡山字 金山552番8 | 199 | 0.92 | 199 | 0.80 |
| 林 浩喜 | 東京都渋谷区 | 165 | 0.76 | 165 | 0.66 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE AC) (常 任代理人 株式会 社三菱東京UFJ銀 行) | PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田 区丸の内二丁目7番1号) | 160 | 0.74 | 160 | 0.64 |
| 檜垣 周作 | 兵庫県神戸市中央区 | 150 | 0.69 | 150 | 0.60 |
| 株式会社エイチ ウィル | 東京都渋谷区代々木五丁目34番 28号 | 145 | 0.67 | 145 | 0.58 |
| 計 | | 11,213 | 51.90 | 12,379 | 50.39 |

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)」については、平成27年9月30日現在の株主名簿を基準としております。

2 上記のほか、当社は平成27年9月30日現在で、2,400株を自己株式として所有しております。

3 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として、本第三者割当増資による異動を考慮したものです。ただし、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)」には、平成27年10月1日から平成28年2月16日までに行使された新株予約権の行使により増加した議決権の増加分を、総議決権に含めております。

4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を切り捨てて記載しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 【事業等のリスクについて】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第9期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年2月16日）までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成28年2月16日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 【臨時報告書の提出】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第9期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年2月16日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成27年6月26日提出の臨時報告書）

1 【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第9回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

資本政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案のとおり第7条第2項を新設し、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができるようにするものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

檜垣周作、中村敏夫、小林剛、森下将典及び宇野友三郎の5氏を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果 | |
|--------|---------|-------|-------|------|--------|----|
| | | | | | 賛成率（％） | 可否 |
| 第1号議案 | 107,219 | 678 | 0 | (注)1 | 74.63 | 可決 |
| 第2号議案 | | | | (注)2 | | |
| 檜垣 周作 | 107,139 | 834 | 0 | | 74.57 | 可決 |
| 中村 敏夫 | 106,993 | 980 | 0 | | 74.47 | 可決 |
| 小林 剛 | 107,023 | 950 | 0 | | 74.49 | 可決 |
| 森下 將典 | 107,039 | 934 | 0 | | 74.50 | 可決 |
| 宇野 友三郎 | 107,033 | 940 | 0 | | 74.50 | 可決 |

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項の可決要件を満たすことが確定し、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

(平成27年8月17日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成27年8月17日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社の取締役（社外取締役を含む）及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

2 [報告内容]

イ 銘柄 株式会社アスラポート・ダイニング 第7回新株予約権

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

6,400個（新株予約権1個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式640,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 発行価格

本新株予約権1個当たりの発行価格は、600円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(3) 発行価額の総額

3,840,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金628円(本新株予約権の発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成27年8月14日の東京証券取引所における当社普通株式の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成29年7月1日から平成31年8月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権を保有する新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成28年3月期及び平成29年3月期の当社有価証券報告書において計算されるEBITDA(以下、連結損益計算書に記載された営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいう。)が次の各号に定める全ての条件を達成している場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 平成28年3月期のEBITDAが1,100百万円を超過していること

(b) 平成29年3月期のEBITDAが1,400百万円を超過していること

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、有期雇用契約の期間満了、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

| | | |
|-----------------|-----|--------|
| 当社取締役(社外取締役を含む) | 5名 | 3,950個 |
| 当社従業員 | 10名 | 1,450個 |
| 当社子会社取締役 | 2名 | 550個 |
| 当社子会社従業員 | 4名 | 450個 |

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

| | |
|----------------|------------|
| 株式会社プライム・リンク | 発行会社の完全子会社 |
| 株式会社とり鉄 | 同上 |
| レゾナンスダイニング株式会社 | 同上 |

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(平成27年8月20日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社子会社である株式会社弘乳舎は、平成27年8月20日開催の取締役会において、特定子会社の異動を伴う子会社取得を行うことを決定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

| | |
|--------|----------------------|
| 名称 | 株式会社T O M O N I ゆめ牧舎 |
| 住所 | 北海道寿都郡黒松内町西熱郭原野237番地 |
| 代表者の氏名 | 坂田博 |
| 資本金 | 100百万円 |
| 事業の内容 | 牧場の運営(農業生産法人) |

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数

| | |
|-----|-----|
| 異動前 | 個 |
| 異動後 | 4 個 |

総株主等の議決権に対する割合

| | |
|-----|-----|
| 異動前 | % |
| 異動後 | 40% |

(3) 当該異動の理由及びその年月日

| | |
|-------|---|
| 異動の理由 | 当社の子会社となる株式会社T O M O N I ゆめ牧舎の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することになります。 |
| 異動年月日 | 平成27年8月28日(予定) |

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

(4) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|--------|-----------------------|
| 商号 | 株式会社T O M O N I ゆめ牧舎 |
| 本店の所在地 | 北海道寿都郡黒松内町西熱郭原野237番地 |
| 代表者の氏名 | 坂田博 |
| 資本金の額 | 100百万円 (平成27年3月31日現在) |
| 純資産の額 | 214百万円 (平成27年3月31日現在) |
| 総資産の額 | 220百万円 (平成27年3月31日現在) |
| 事業の内容 | 牧場の運営(農業生産法人) |

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 |
|-------|----------|----------|----------|
| 売上高 | 42 | 47 | 49 |
| 営業利益 | 42 | 27 | 25 |
| 経常利益 | 36 | 30 | 18 |
| 当期純利益 | 37 | 27 | 20 |

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|------|-------------|
| 資本関係 | 該当事項はありません。 |
| 人的関係 | 該当事項はありません。 |
| 取引関係 | 該当事項はありません。 |

(5) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、焼肉、居酒屋等の外食フランチャイズを中心に全国で428店舗を展開しておりますが、平成25年度より「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げて外食から生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。また、それを実現するための4つの戦略として「既存ブランドの競争力強化と成長」、「ブランド・ポートフォリオの多様化」、「海外市場への進出」、「食品生産事業と六次産業化への取り組み」を掲げ、更なる成長を目指しております。

当社子会社であり、乳製品等の製造・販売を行う株式会社弘乳舎は、上記戦略の「食品生産事業と六次産業化への取り組み」を実践すべく、今般、北海道黒松内町にて牧場を運営する対象子会社の株式の一部を取得し、子会社（当社の孫会社）とすることを決定いたしました。

対象子会社は、25ヘクタールの放牧地と100ヘクタール以上の牧草地を所有し、これらを活用して乳牛の放牧畜産を営む農業生産法人であり、生乳の出荷や仔牛の生産を主な事業内容としております。

一方、熊本県にて操業する株式会社弘乳舎は、主に九州域内で生産される生乳を加工することを事業の柱としておりますので、九州における生乳生産量と密接な関係がございます。昨今、全国的に乳牛の飼育頭数が減少傾向にあり、また、円高による輸入飼料の高騰など、酪農業界にとっては厳しい状況が続いておりますが、九州においても同様の傾向が見受けられます。しかしながら、今般の対象子会社の孫会社化により、対象子会社で生産された仔牛や飼料を九州において利用することが可能となり、九州における酪農業界の発展、ひいては株式会社弘乳舎の発展につながるものと考えております。

また、「北海道」ブランドを構築・活用することで新たな乳製品の生産を目論み、国内に限らず、中華圏をはじめとする海外においても当社グループのブランド力と知名度の向上を目指してまいります。さらには、独自の付加価値のある乳製品の構築により、当社外食事業の競争力とし、競合他社との差別化につなげるというグループシナジーも見込んでおります。

以上のように、九州の酪農業界並びに株式会社弘乳舎と対象子会社とがWin-Winの関係を構築することにより、当社グループ及び酪農業界の発展に寄与できるよう取り組んでまいります。

(6) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

| | |
|----------------------|--------|
| 株式会社TOMONIゆめ牧舎のA種類株式 | 4万円 |
| 株式会社TOMONIゆめ牧舎のB種類株式 | 109百万円 |
| アドバイザリー費用等（概算額） | 9百万円 |
| 合計（概算額） | 119百万円 |

(平成28年1月20日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、平成27年10月1日開催の取締役会において、特定子会社の異動に係る決議をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告内容)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

| | |
|--------|-------------------------|
| 名称 | 九州乳業株式会社 |
| 住所 | 大分県大分市大字廻栖野3231番地 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役 檜垣周作 |
| 資本金 | 10百万円 |
| 事業の内容 | 牛乳・乳製品・はっ酵乳・デザート等の製造、販売 |

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数

| | |
|-----|------------|
| 異動前 | 0個 |
| 異動後 | 1,914,200個 |

総株主の議決権に対する割合

| | |
|-----|--------|
| 異動前 | 0% |
| 異動後 | 95.71% |

(3) 当該異動の理由及びその年月日

| | |
|-------|---|
| 異動の理由 | 当社の子会社となる九州乳業株式会社の純資産額が当社の純資産額の100分の30以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することになります。 |
| 異動年月日 | 平成27年10月19日(予定) |

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2に基づく報告内容)

(4) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|--------|-------------------------|
| 商号 | 九州乳業株式会社 |
| 本店の所在地 | 大分県大分市大字廻栖野3231番地 |
| 代表者の氏名 | 檜垣周作 |
| 資本金の額 | 10百万円(平成27年3月31日現在) |
| 純資産の額 | 325百万円(平成27年3月31日現在) |
| 総資産の額 | 3,838百万円(平成27年3月31日現在) |
| 事業の内容 | 牛乳・乳製品・はっ酵乳・デザート等の製造、販売 |

最近2年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単位:百万円)

| | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 |
|-------|----------|----------|
| 売上高 | 10,840 | 11,528 |
| 営業利益 | 43 | 243 |
| 経常利益 | 66 | 272 |
| 当期純利益 | 76 | 238 |

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|------|--|
| 資本関係 | 該当事項はありません。 |
| 人的関係 | 当社代表取締役檜垣周作は、九州乳業株式会社の代表取締役を兼任しております。 |
| 取引関係 | 当社子会社である株式会社弘乳舎が、九州乳業株式会社に対して原材料を販売しております。 |

(5) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社は、焼肉、居酒屋等の外食フランチャイズを中心に全国で428店舗を展開しておりますが、平成25年度より新たに「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げて外食から生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。また、自社ブランド商品の開発・販売を強化するため「食品生産事業と六次産業化」にも取り組んでおり、食品生産事業を強化してまいりました。

当社グループは、この「食のバリューチェーン」を形成するため、物流部門については、親会社である阪神酒販株式会社(以下、「阪神酒販」という。)グループの傘下にある東洋商事株式会社(以下、「東洋商事」という。)の協力を得ております。

一方、東洋商事の子会社である九州乳業株式会社(以下、「九州乳業」という。)は50年以上の歴史をもつ主力ブランド「みどり牛乳」をはじめ、ヨーグルト、プリン等、様々な乳製品を製造・販売しています。九州乳業は、平成25年4月より阪神酒販グループの東洋商事が主要株主として同社経営に携わり、東洋商事の強みである全国の商流ネットワークを活用し業績改善を図ってまいりました。その結果、現在、九州乳業の生産力はほぼピークに達し、今後の更なる事業拡充のためには追加設備投資が必須となり、そのための財務力や信用力の改善が喫緊の課題となっております。

当社では、上記「食のバリューチェーン構築」、「食品生産事業と六次産業化」といった経営目標・課題に取り組む中で、九州乳業が運営する事業を活用することで、当社が展開する外食チェーンや外部企業に向けての取引拡大が見込めます。また、九州乳業としては、上場企業である当社が親会社となることにより、財務体質並びに信用力の強化が見込めます。これらの理由により、今般、当社から東洋商事に対して、東洋商事が所有する九州乳業の全株式を譲り受けることを提案したところ、賛同をいただきましたので、九州乳業の株式を取得することを決定いたしました。

(6) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

| | |
|-----------------|----------|
| 九州乳業株式会社普通株式 | 1,400百万円 |
| アドバイザリー費用等(概算額) | 3百万円 |
| 合計(概算額) | 1,403百万円 |

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 第9期 | 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日 | 平成27年6月26日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 第10期 第3四半期 | 自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日 | 平成28年2月12日 関東財務局長に提出 |

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年 6月26日

株式会社アスラポート・ダイニング
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 光 一 郎

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千 島 亮 人

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年4月15日開催の取締役会において、茨城乳業株式会社の株式の一部を譲り受けることを決議し、同日付けで株式を取得している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年5月18日開催の取締役会において、持分法適用会社である英国法人T&S Enterprises(London)Limited、S.K.Y. Enterprise UK Limited及びSushi Bar Atari-Ya Limitedの株式を追加取得し、同3社を連結子会社とすることを決議している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年6月12日開催の取締役会において、ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社との間で業務資本提携を行うことを決議し、同日付けで業務資本提携契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アスラポート・ダイニングの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社アスラポート・ダイニングが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

株式会社アスラポート・ダイニング
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 光 一 郎指定社員
業務執行社員 公認会計士 千 島 亮 人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニングの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年4月15日開催の取締役会において、茨城乳業株式会社の株式の一部を譲り受けることを決議し、同日付けで株式を取得している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年5月18日開催の取締役会において、持分法適用会社である英国法人T&S Enterprises(London)Limited、S.K.Y. Enterprise UK Limited及びSushi Bar Atari-Ya Limitedの株式を追加取得し、同3社を連結子会社とすることを決議している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年6月12日開催の取締役会において、ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社との間で業務資本提携を行うことを決議し、同日付けで業務資本提携契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月12日

株式会社アスラポート・ダイニング
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 光 一 郎 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 千 島 亮 人 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 口 隆 志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アスラポート・ダイニングの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アスラポート・ダイニング及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。